[redacted]

創刊号

毎月1回発行

発行所　秋田県大館市片町
編集人　大館市役所調査係
発行人　佐々木弘

秋田市長野町
印刷所　秋田活版印刷株式会社

廣報板

知らせる努力と、知ろうとする努力が、市政を明るくする。

市民税の算出はこうしているが
今年の税金は果して高いか
納税の減免延長もできる

地方税法の改正とこれに伴う大館市税條例の制定による市民税制定の要点は次の通りでありますが、若干遅れたことをお詫びいたします。

一、個人……の納める市民税は均等割と所得割に分れこの二つを合計した額が一箇年間に納める市民税の額で、俸給生活者の一部を除いてはこの年額の四分の一づつを六月、八月、十月、一月の四回に分けて納め、俸給生活者の一部の者に対しては、年額を六月分から毎月十分の一づつ来年の三月まで分けて納めて戴くことになっています。

（1）個人の均等割……個人の均等割は四百円ですが、均等割を納める扶養親族、家事専従者は、前者は一人について五十円、後者のうち扶養親族は五十円、家事専従者は二百円を引かれた額であります。

（2）個人の所得割額……個人の所得割は前年の総収入金額から[redacted]給生活者は一五%、事業者は必要経費を引いた額から更に二万五千円を引き、その額が三万円のときは百分の二・六、五千円毎に百分の〇・二を増し、最高二十一万円以上のものは百分の十を乗じて得た額が所得割であります。但し扶養親族がある者は、一人につい[redacted]三百円を引いた額であります。

二、法人……の納める市民税は昨年まで均等割のみであつたが、本年度から所得割も納めることになりました。

（1）法人の均等割……は二千円で事業所又は事務所の数にかゝわらず市内の主たる事務所にかかります。

（2）法人の所得割……は法人税額の百分の十五であります。

◉市民税算出（例）

前年の総収入金額十五万円の勤労者で、扶養親族四人ある者

均等割　400円
所得割
150,000×85－25,000＝102,500円
$102,500\times\frac{5,6}{100}$＝5,740円
5,740円－（4×300）＝4,540円
計400円＋4,540＝4,940円

この勤労者が、給与支払者の特別徴収とされれば、六月から十箇月間毎月の給料から四九四円づつ納めることとなり、普通徴収となれば四期に分け、一期は一・二五〇円、二、三、四期は一・二三〇円を納めることとなります。

◉市民税の納期を延長し、又は減免される者と課税されない者

一、納期の延長……は申請によつて、三月を超えない限りできます。それは①災害があつたとき、②親族が疾病のため異常な出費をしたとき。

二、市民税の減免される者は①医療扶助を受ける者②一の①、②により必要と認めるとき③学生、生徒④失職のため生活が著しい変化を来したとき⑤貧困者で市長が必要と認めた者で申請があつたとき。

三、課税されない者

（1）均等割と所得割共課税されない者
（イ）前年に所得がなかつた者と生活扶助を受ける者
（ロ）不具者、未成年者、年令六十五才以上で前年の所得が十万円を超えない者
（ハ）寡婦（四月一日現在で扶養親族がない場合や独立の生計を営んで前年十万円を超える所得のある者を除く）

（2）均等割のみ課税されない者同居の妻（夫が市民税の納税義務がないときは除く）

固定資産税について

本年の固定資産税は四月賦課し既に全期分を定納したものもおりますが、これはあくまで仮の決定であり、本年九月三十日までに本決定し、最終納期の十二月修正されることになっていますが、その概要は次の通りであります。

一、固定資産税……とは、土地家屋及び償却資産（事業用として使う機械器具等で一年以上使用ができるもの又は一個、一組の価格が一万円以上のもの）で、その所有者に課税されるもので、従来の地租、家屋税に代つたものと考えることができる。

二、課税した税金……は、とりあえず次の額を合計した額に一定の税率百分の一・六（標準一・六で最高三・〇）を乗じて計算したものが、昭和二十五年度及び昭和二十六年度の固定資産税であります。

（1）土地の家屋については、その台帳に載つている賃貸価格を九百倍（畑地は一・〇八〇倍）

（2）償却資産は本年は一月一日（昨年は四月一日）現在に所有しているもの、時價

二、價格決定……までの順序は次の通りであります。

評價のためには、先づ実地調査によつて、精通者の意見や、昨年一月から今年の三月までにおける売買実例を調査し、当市の標準となる土地、家屋を作つたのであります、爾来これを基礎として去る七月十一日から七ケ班を編成して家屋の調査をしています。

（1）家屋の時價評價……は賃貸價格と関係がなく、現在する家屋が現在の使用材料を以て、一月一日に新築された場合の價格（再建築價額）を調査します。次には屋根、土台、造作、建築年月日、減耗度、利用價値、地盤等中央から示されている基準に従つて課税上の標準を評價します。

（2）土地……宅地、農地、山林原野、雑種地等に分れていますが、その評價の方法も、それぞれ異る方式によつて定めます。

（イ）宅地……先づ地区別（村落住宅、商業、工業、特殊地区の五つ）に分け、売買実例等に基いて標準となる土地を決め、家屋に準じてその標準を定めます

（ロ）農地……収益を基礎として中央から示された方式によつて算定する。

（ハ）山林原野等も（イ）（ロ）に準じて算定することになつています。

③①②の標準が決定すると、その決定した額が、今年九百倍又は千八十倍して算出した標準の額の何倍に相当するかの倍数を求め、他の評價すべき土地に比準して時價を定めます。

四、時價の決定……は「三」によつて定めたものは、台帳に記載されます。この台帳は、本年の十月一日から十日間皆さんが自由に見ることができますが、そのとき当局の評價が高いとか安いとかいう異議を申出ることができます。この異議を申出ることが固定資産審査委員会ですが、異議がない場合は、台帳に記載された通り市長が決定することになります。

五、税金の修正……は市長が決定した基礎となる額が、本年賦課した当時の課税標準額に比して過不足がある場合は、十二月に、不足の場合は追徴し、多い場合は還付し、未納金がある場合はこれに充当することになります。例えば本年一月一日現在木造家屋（平屋柾葺）二〇坪、賃貸價格が百円である家屋を有する者の仮の税金は千四百四十円（$100\times900\times\frac{1.6}{100}$）であるが、九月三十日まで減耗度利用價値、地盤等を考慮に決定した坪当評價額が六千円であつた場合（坪当評價額6,000円×坪数20×$\frac{1.6}{100}$）千九百二十円となるので、十二月納める四期分の外にその差額（1,920円－1,440）四百八十円を追徴されることになります。但し、現在の倍率に対して中央から補正額を示された場合は若干の相違があることをつけ加えておきます。

倶に災害復旧に盡力
市長陳情経過を発表

今回の水害復旧について関係の各省に陳情中だつた佐藤市長は十一日帰還後次のような談話を発表した。

「主として建設、農林、大蔵の各省と安本、地方財政委員会、参議院農林委員会へ縣当局と議会議員と共に陳情してきたが、私としては毎年同じような水害を受けていることは残念で、根本的な復旧工事をしなければならないし、中流の改修工事のみでなく上流の砂防工事を併行しなければならないことを極力主張して陳情した。

この点に関しては建設省も従来の原形復旧だけでなく、改良復旧えの方向で進むことを確認した、ただ、この原形と改良の復旧工費の差額の半額は地元負担にしてもらいたい意向であつた。

また上流砂防に関しても、農林建設両省とも併行して行うことについて意見の一致をみたようである。

つなぎ資金については、中央でも非常に同情をしてくれ一日も早く査定を終つて交渉を開始することの要求を容れてくれ、市としては九月中には交付を期待し、速かに復旧工事にかかりたいと思う。

今後も強力に中央各省に対して交渉の必要があるので、東京には縣の水害対策本部の出張所を設けて續行することにし、市としても縣当局に交渉し市議会と協力して、一日も早く災害の復旧に力を致して民心の安定を期したいと思つております。

今回災害を受けられた市民各位には衷心から御同情申上げるのですがどうぞ失望することなく、倶に勇気を出して復旧に努力せられることを特にお願い致します」

廣報活動は何をするのか

新市制施行と共に町役場から市役所と木の香も新しい看板がさげられ、住民も町民から市民えと肩替りした訳であるが、新市長のもと役所内部の機構が一部改革され皆様の目の前に「廣報係」という係が新設されました。

廣報——なんと漠然とした名称でしよう？しかしこの係の活動は日を追つてゆくに従つて理解して頂く外ないのですが以下廣報活動のあらましを御紹介します。

先づ名称ですがこれは英語のインフオーメーションの日本[illegible]でありまして、これ以外に適当な[illegible]語が見つからないので付けた名称です。その出発点はアメリカにおいても[illegible]に研究された近代的活動でありまして市の行政を行う者と市民との意志を結びつけて行くのがその任務であつて、選挙の時だけ市の行政を考えるのではなく何時でも、担当する市役所と市民の意志が密接に結びつかなければ住み良い、明るい行政はない訳であります。

少し詳しく言いますと市役所はいつも市民に対して市政がどの様[illegible]いと言うことを正確に親切に市民に知らせなければならない根本的な義務を持つていると言うことが出来るし、又市民は自分達のためになる市政を運営してくれると思つた市長や議員がどの様に行政を行つているかということを知らされる権利を持つているということが出来るでしよう。勿論この様なことは特別の法律できめてあるのではなく、住民が住民のために行うという民主政治の基本的な理念から出発しているものであります。

もし廣報活動がないとすれば

市民は自分達の住んでいる地の行政がどの様に行われているかも知らないから、自分達が自ら市の行政に協力しようとする気持も起らないでしようし、一部のボスや不徳漢は自分達の思うようなことをして市は暗黒と化し明るい町をつくるなどということは考えられないでしよう。

この様

にして市の行政と市民とのつながりをいつも結びつかせてゆくのが廣報活動なのであり、いかなる行政もこの活動がなければ独裁政治に終つてしまう。

戦時中は戦争遂行のための方法として官製ニュースとして統制され宣伝と言うことはウソを本当に思わせる「技術」として悪用されてきたため、悪い意味にとられてきたし、役所と言うと固くるしい朝令暮改で明施かれたかと思うとものの代名詞になつてきた傾向があつたが、正しい意味の報導啓発は民主々義政治の第一歩であり、民主々義政治の最終の目的でもある訳です。

具体的に何をするのか

それでは、具体的にどういうことをやるのだろうか、ということになりますが、御承知の様に講和会議を間近に控えて、日本は占領國から独立した國家として自分の力で世界と共に進んでゆかなければなりませんが、その早期復興のために急速に法令や機構、行政施策が変化され、改正されているのが日本の政治の現況です。

このこと

は一面から言うと

タカに[illegible]しなければならないというので、それほど、めまぐるしい変化発展をしている訳であります。市の廣報はこうした國や縣のことで直接市民に関係のある問題や市自身の問題を含めた活動をしてゆくことになり前に書いたような理由で次の様なことをしてゆきたいと考えています。

廣報委員会をつくる事

これは民間からの廣報活動と役所の廣報活動を直接に結合させる役目を持つもので、各町内や団体と言つたものから民主的な方法でつくられ、民間の廣報活動の主流をなしてゆくものであります。役所に利用されたり、利用するものでなく、市民の自主的な経営によつて漸次地区廣報委員会の結成をみることが望ましいのであります

その仕事

は個々の討論会や懇談会を開いて市政の在り方や自分達の希望、意見、要望などをまとめたり、改善してほしいものはそのことをこの会を通じて正しい結論を見出して行こうとするものでありますがこの廣報委員会の

最も大切

なことはその活動が政治的な色彩をもつたり、個人攻撃になるようなことを避けてあくまで建設的なものでなければならないのであります。そして縣や市のためだけのものでなくて市民のものとして結成し、運営されるのが理想でありますから市内有識者皆様の声と共にそのためなら喜んで助力したいと考えています。市役所と民間廣報を繋ぐ廣汎な組織と相まつて。

定期刊行物を発行する

公正な資料と正確な情報を提供して正しい市政の所在を把んでゆくようにする。

世論調査を行う

明朗な市政の建設は、建設的な世論に従わなければならない、求めることを行うのが民主的である

市民の声を募る

陳情、投書、市への要望などを積極的にとりあげ、直接本人に回答すると共に重要なものは廣報に掲載する。

市民ニュースを発行

市政廣報でたりない時や緊要であり、急を要すると認められるものに就ては臨時に「市民ニュース」を発行して、市民の利便を考えてゆく。

七月中の議会日誌

七月一日　議会運営委員会
七月二日　急施臨時会開会
七月六日　市制税賦課実行委員会
警察委員会開催
七月七日　全員協議会
七月九日　全員協議会
七月十日　市制税賦課総務部[illegible]
七月十一日　市制税賦課市民[illegible]委員会
七月十二日　市制税　賃金[illegible]員会
七月十三日　市制税　賃金[illegible]員会
七月十四日　市制　税賦[illegible]員会
七月十五日　警察委員会、賃金員協議会
七月十六日　厚生委員会、市制税賃総務部委員会
七月十七日　総務、教育、警察委員会開催
七月十八日　市制税賦課実行委員会、警察委員会、全員協議会、全員協議会にかて中田[illegible]議会報告会あり。
七月十九日　警察委員会
七月二十日　総務委員会、市制税賃金関係委員会、横手市議[illegible]来訪
七月二十三日　税務、土木委員会　急施臨時議会開会
七月二十四日　厚生、土木、教育委員会開催
七月二十五日　水害対策委員会
七月二十六日　市制税賦課総務部委員会、水害対策委員会、[illegible]委員会
七月二十七日　農務委員会、水害対策委員会総務委員会、[illegible]委員午后四時より國保[illegible]察す
七月二十八日　根本農林大臣来市、水害対策委員会開催、仙台[illegible]地事務局長来市
七月二十九日　厚生委員会開催、東北地方建設局長来市
七月三十日　東北財務局長来市
七月三十一日　水害対策委員会